2020/06/30 23:46

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会（BYA)【情報 Vol.２１２】

各位（本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 カ所へ BCC 送信しています）

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会（BYA）の多田雅史です。
本メールはベンゾジアゼピン（BZD）関連情報をお送りしています。
⑴ 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA－HP の「お問合せ」をご紹介ください。
https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/
⑵ 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
⑶ 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送･SNS 拡散」してください。

【目次】
１．旧優生保護法訴訟 原告側の賠償請求棄却 東京地裁判決 仙台に続き（**添付**）
２．生活保護費減額に「最低」と言われる判決を下した名古屋地裁の論理（**添付**）
３．「711」について、参加者の趣旨？
４．「ベンゾジアゼピン医療過誤事故」の事故等報告書を求める訴訟における被告の主張（**添付**）

【記事】
１．旧優生保護法訴訟 原告側の賠償請求棄却 東京地裁判決 仙台に続き（**添付**）
https://mainichi.jp/articles/20200630/k00/00m/040/165000c?cx_fm=mailsokuho&cx_ml=article
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200630/k10012489181000.html?utm_int=news_contents_news-main_001
以下引用
『裁判では、不法行為から 20 年が過ぎると賠償を求められなくなる「除斥期間」と呼ばれる期間を過ぎたかどうかが大きな争点となりました。30 日の判決で、東京地方裁判所の伊藤正晴裁判長は、国の賠償責任を認めず、訴えを退けました。』

民法第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）
『不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が**損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅**する。**不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする**。』
時効とは別に除斥期間がある。民法は改正されているが、改正民法は 2020 年 4 月 1 日以降の事故に適用されるので、ほとんどのケースは上記の旧民法の消滅時効が適用される。

２．生活保護費減額に「最低」と言われる判決を下した名古屋地裁の論理（**添付**）
https://diamond.jp/articles/-/241414
以下引用
『ところが判決理由には、以下のように示されているのだ。
「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができることは（略）明らかである」』
『裁判官は、選挙で選ばれるわけではない。最高裁裁判官の国民審査は、衆議院選挙と同時に行われるが、不信任となった裁判官はいない。“忖度マシン”と言うべき裁判所の人事システムに対して、現在のところ、市民にできることはない。そして、もしも紛争や事件に巻き込まれ、原告や被告となる時、私た

2020/06/30 23:46
ちを裁くのはこのような司法なのだ。』

「**裁判官＝忖度マシン**」となる原因は、憲法 80 条が守られていないせいである。（憲法 80 条：下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる）➡任期 10 年で交替せずに、ほぼ全員が再任されている。これでは、忖度マシンになるのは道理であろう。

ところで、私個人の「国立循環器病研究センターが引き起こしたベンゾジアゼピン医療過誤事故における再発防止対策等の報告義務の履行を求める訴訟」は、名古屋地裁の民事 9 部であり、上記の行政事件訴訟を担当する同一の裁判官である。**仮に、医療法の「事故等事案」の報告義務の履行を不要と判決すれば、一大事件になるだろう。**

３．「711」について、参加者の趣旨？
　ベンゾジアゼピン副作用を訴える MHLW との 711 陳情は、これまでに 2016～2019 年の 4 回が実施されている。ところで、その参加者の趣旨は、どこにあるのだろうか？　⑴損害の賠償を求めるのであれば、陳情という手段は不適当である。⑵副作用の治療方法の研究を求めるのであれば、正当性はある。⑶再発防止対策（処方規制）を求めるのであれば、参加者の損害賠償ではなく、後発する患者を抑制することになるため、正当性はあるが、参加者自らの損害賠償や副作用の認定等にはつながらない。
結局、711 参加者の趣旨（目的）はどこにあるのか？が、曖昧である。私が参加した経験から判断すると、「自分の損害はいいから、新規の後発する患者を生まないようにして欲しい」との社会活動のように感じる。一方で、そうであれば、自らの損害は賠償されなくても良いということになる。
参加当事者でさえ、発言者の趣旨がつかめないから、MHLW 担当者にしてみれば、「何を目的に要求しているのか分からない」という感触ではないか。

４．「ベンゾジアゼピン医療過誤事故」の事故等報告書を求める訴訟における被告の主張（**添付**）
上記の訴訟（名古屋地裁）では、⑴医療法の「事故等報告書」の提出、⑵医薬品医療機器法の処方薬物の副作用の報告を求めている。
今回、⑵に対して、被告から反対する答弁書が提出された。その主張は以下である。
被告の反論『原告が報告を求めるランドセンの「るい痩」（体重減少），薬物依存及び離脱症状の各症状については，ランドセンの添付文書にいずれも記載済みの副作用であって，すでに医療従事者に対しては既知のものであるから，少なくとも薬機法第６８条の１０第２項の要件である「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるとき」には該当せず，そのため厚生労働大臣への報告義務も認められない。』
原告の請求『被告自身が、ランドセンの医薬品添付文書を確認せずに、原告にベンゾジアゼピン系薬物のランドセンを大量連用に処方して、薬物依存、離脱症状及びるい痩の副作用を生じさせており、被告がそれらの重大な副作用を把握せず、かつ、原告に重大な副作用の説明を怠るという注意義務違反の判決が確定しているため、その原因者である被告が、『（それらの即作用が）すでに医療従事者に対しては既知のものである』と主張することは、大きく矛盾している。』
つまり、被告の主張を例えると、『最近頻発している「振り込め詐欺」の警告について、被告が振り込め詐欺を犯しておきながら、「すでに振り込め詐欺は十分に報道されて周知になっているので、被告の振り込め詐欺の事例を公開する必要がない」』と言っているのと同じであり、笑止千万である。

原告は、我が国唯一の「ベンゾジアゼピン医療過誤訴訟」で敗訴した被告（国循）に、ベンゾジアゼピン副作用事故にかかる❶事故の発生原因の分析、❷再発防止対策の検討、❸それらの院内への周知を行わせ、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告書を提出させる所存である。

2020/06/30 23:46

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会　多田雅史